

地域・都道府県サッカー協会 御中
公益社団法人日本プロサッカーリーグ 御中
各種連盟 御中

2018年9月14日

公益財団法人日本サッカー協会
経営企画部 法務・登録グループ

出場停止中の選手等の携帯電話等による通信について

前略 平素は本協会の事業に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、昨日行われました本協会9月度理事会にて、下記の通り懲罰規程が一部改正されましたのでお知らせいたします。

別に通知されておりますとおり本年度の競技規則の改正において、チーム役員が試合中においてテクニカルエリア内で携帯電話等を使用することが許容されました。これを受け、本協会理事会では、出場停止中の選手等（監督やコーチを含む）についても同様に扱うこととし、すなわち、出場停止中の選手等が携帯電話等を使用して観客席等から、テクニカルエリアに対して通信することを禁止しないこととしました。関係各所へご連絡いただきますようよろしくお願い申し上げます。

草々

記

（公財）日本サッカー協会 懲罰規程〔別紙2〕懲罰基準の運用に関する細則

第3条〔出場停止処分の適用範囲〕

1. 選手、監督、コーチ、役員、職員その他の関係者（以下、「選手等」という）が出場停止処分を受けた場合、フィールドのほか、ベンチ、ロッカールーム等の区域（ADカード等の入場証が使用される競技会の場合、そのカード等によって立ち入りが制限される区域）に立ち入ることはできないものとする。
2. 出場停止処分を受けた選手等は、観客席で試合を観戦することができるが、~~携帯電話等の機器を使用する等の一切の方法により他の選手等へ指示・助言等を行うことはできないものとする。~~

※ 二重線部を削除する

<改正日>

2018年9月13日

以上

本件に関する問い合わせ先

公益財団法人日本サッカー協会 経営企画部 法務・登録グループ